

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社Cセンターにおいて、梱包の検査作業に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D医療機関に受診し、「慢性胃炎、逆流性食道炎」と診断され、同月○日、E医療機関を受診し、「身体表現性障害、適応障害」と診断された。請求人によると、入社直後から上司よりパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け続けたことで、同月頃から胃痛が出現したという。
- 3 本件は、請求人が、上記各疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、「慢性胃炎、機能性ディスペプシア及び身体表現性障害」は長年にわたる上司からの嫌がらせ、パワハラにより発症した旨主張するので、以下検討する。

(2) 請求人に発症した傷病について

F医師は、○年○月○日付け診断書において、傷病名を「慢性胃炎、機能性ディスペプシア」と診断し、要旨、「激しい心窩部痛、背部痛及び嘔気に対し内服治療を開始した。」と述べている。また、G医師は、○年○月○日審査官受付診療情報提供書において、要旨、「昨年秋にかかりつけ医でG I F、萎縮性胃炎を認め、ヘリコバクターピロリ菌があったため除菌治療を施行し、成功したとのこと。症状が遷延しているとのことで、採血・US・CT・G I Fを施行したが、症状の原因となりうる器質的疾患を認めない。逆流性食道炎については内視鏡所見と一致しないこともあり、除菌成功後に胃酸分泌が促進して症状が増悪することもあるが、『食事ができない。内服できないほどの嘔気』は内科的には考えにくい。」と述べている。H医師は、○年○月○日付け要約書において、傷病名を「身体表現性障害、適応障害」とした上で、「胃の激しい痛みのため、I医療機関で検査を受けたが、軽い胃炎を認めたのみで、精神科受診を勧められたので受診したとのこと。何らかのストレス因の結果生じた症状であろうと判断した。」と述べている。

さらに、F医師は、○年○月○日監督署受付意見書において、傷病名を「逆流性食道炎、慢性胃炎」とし、要旨、「○年○月○日胃カメラ。逆流性食道炎、慢性胃炎あり、ヘリコバクスターピロリ菌陽性で○年○月除菌成功。原因は不明。」と述べている。

(3) 上記の医師らの意見及び関係資料を踏まえた上で、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」）は、○年○月○日付け意見書におい

て、要旨、「請求人が同意書の提出を拒否したため、医療機関からの意見書及び診療録の提出が得られず、健康保険診療に係る回答も得られていない。したがって、精神障害発病の有無等について断定できないが、主治医意見書及び診療録等から勘案するに、Dクリニック、I医療機関及びE医療機関を受診しているが、発病を疑わせる症状が確認できないことから、精神障害を発病したものとは判断できない。」と述べている。

- (4) 当審査会において、改めて一件記録を精査したところ、各医師の所見並びに請求人の申述内容及び主治医等の意見を踏まえた上での専門部会の意見は妥当であり、当審査会としても、身体表現性障害については、発病を確認できないと言わざるを得ない。

なお、請求人が主張する慢性胃炎等については、発病していることは事実であると認められるも、F医師は原因不明と述べており、また一般的な疾病であることから労働基準法施行規則別表第1の2に定める業務に起因することが明らかでない疾病とはいえず、業務に起因するものと推認することはできない。

- (5) しかし、請求人は慢性胃炎について業務上のストレスによるものであると強く主張することから、当審査会においては、同疾病を含め、仮に、精神障害を発病したとして業務上の事由によるものか検討すると、以下のとおりである。

ア 精神障害の業務起因性の判断は、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、請求人が主張する出来事について、認定基準に基づき検討する。

イ 請求人は、発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷となった出来事として、上司から、怒鳴る、作業中の製品を隠す、製品を梱包してある段ボールを破く、製品のラベルを誤った位置に張り替える等の行為を受け、これらはパワハラを受けたに該当すると主張する。

この点、上司のJ係長は、要旨、「請求人は自らのミス認めないことが多々あり、指示に従わず同じミスをすることから、指導や注意をし、その際、つつい強い口調になってしまったことはあるが、仕事に関する注意であり、それを超えて請求人のことを悪く言ったことはない。」と申述し、その他の会社関係者も、「J係長が請求人に対して注意するのは、請求人がミスした

時で、その内容は仕事に関することであり、注意の内容は間違っただけではなかったと思う。」と述べている。

当審査会では、請求人の上記主張について、当該事案があったか否か、また、叱責等が請求人をおとしめる意図をもって行われた事実があるか等を慎重に検討したが、一件記録上、請求人に対して意図的に嫌がらせをしたとは認め得ず、また、仮に強い口調での叱責があったとしても、請求人の態度に対する業務指導の範囲であったと認めることが相当であることから、同出来事を「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は、「弱」とであると判断する。

ウ 以上のおおりに、仮に、精神障害を発病したとしても、請求人の主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、総合評価が「弱」となる出来事が1つであり、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが相当であって、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。